

群馬県教育委員会事務局等職員ストレスチェック事業における、医師による面接指導に係る産業医報償金支給要領

1 目的

この要領は、群馬県教育委員会事務局等職員ストレスチェック実施要領（以下「ストレスチェック実施要領」という。）第7条に基づき、所属の産業医が高ストレスと判定された職員に対する面接指導を実施した場合の報償金の支給について、必要な事項を定めるものとする。

2 支給額

産業医への報償金は、1件あたり13,600円とする。

3 支給手順

- (1) 所属長は、ストレスチェック実施要領第7条2項の調整を行った後、別紙様式「ストレスチェック事業における医師による面接指導実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を福利課長あて提出する。
- (2) 福利課長は、提出された実施計画書の内容を確認し、所要額を所属長あて予算配布する。
- (3) 所属長は、所属の産業医が面接指導を実施したことを確認した後、報償金を所属の産業医に支払う。
なお、実施の確認については、ストレスチェック実施要領第7条5項に基づき提出された面接指導結果報告書により行う。

4 実施時期等

- (1) 所属長は、原則として2月10日までに実施計画書を福利課長へ提出するものとする。
- (2) 所属長は、遅くとも3月末日までに面接指導及び面接指導結果報告書の提出がされるよう努めるものとする。
- (3) 所属長は、医師による面接指導が中止となった場合、速やかに福利課長に報告するものとする。

5 その他

- (1) 報償金は初回の面接指導に対してのみ支払う。
- (2) この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。